

新型コロナウイルス感染症対策の概要

4本の柱

- ① 感染拡大の防止
- ② 市民生活の支援
- ③ 雇用・経済活動の継続
- ④ 今後の備え

① 感染拡大の防止



(1)医療提供体制整備事業【病院事業】

独自

<6月補正：60,000千円>

- ・市民病院での感染患者病棟及び発熱者用外来施設の整備

【問合せ先】市民病院総務人事課 (0848)47-1155(代)

(2)消毒事業補助

独自

<6月補正：1,150千円>

- ・感染者世帯への消毒用品・手袋支給
- ・感染者発生事業所への消毒経費補助

[補助額] 上限 200千円 (補助率 1/2)

【問合せ先】健康推進課 (0848)48-2010

(3)テレワーク体制整備事業

独自

<6月補正：40,215千円>

- ・庁舎外でシステム操作ができる環境整備

【問合せ先】情報システム課 (0848)38-9308

(4)優待乗車証等送付事業

独自

<6月補正：9,918千円>

- ・感染拡大防止のための郵送交付の実施

【問合せ先】高齢者福祉課 (0848)38-9137
社会福祉課 (0848)38-9125

(5)マスク配布

<6月補正：230千円>

<5/1専決：8,600千円>

独自

- ・社会福祉施設・医療機関・妊婦等へのマスク配布

【問合せ先】総務課 (0848)38-9216
健康推進課 (0848)24-1960

(6)公共施設等感染防止対策事業

独自

<6月補正：1,200千円>

<5/1専決：12,562千円>

- ・消毒・飛沫感染防止物品等の購入
- ・業務継続のための職員分散勤務

【問合せ先】総務課 (0848)38-9216

② 市民生活の支援



(1)ひとり親家庭応援給付金給付事業

独自

<6月補正：36,356千円>

- ・令和2年3・4月分の児童扶養手当受給者等へ3万円の給付

【問合せ先】子育て支援課 (0848)38-9205

(2)障害のある子どもへの応援給付金事業

独自

<6月補正：13,500千円>

- ・令和2年4月分の特別児童扶養手当等受給者及び今年度の新規受給者へ給付金を給付

[給付額] 特別児童扶養手当1級受給者 5万円
特別児童扶養手当2級受給者 3万円
障害児福祉手当受給者 1万円

【問合せ先】社会福祉課 (0848)38-9124

(3)障害児通所給付費等給付事業

<6月補正：10,113千円>

- ・休校による障害児放課後デイサービス増加に伴う経費の追加
- ・利用者負担の補助

【問合せ先】社会福祉課 (0848)38-9124

(4)妊婦支援金給付事業

独自

<6月補正：10,187千円>

- ・妊婦の感染予防対策推進のため、令和2年4月1日以降出産（予定含む）の妊婦へ1万円の支援金給付

【問合せ先】健康推進課 (0848)24-1960

(5)特別定額給付金給付事業

<5/1専決：13,678,797千円> (国10/10)

- ・住民基本台帳登録者へ1人10万円の給付

【問合せ先】社会福祉課 (0848)38-9122

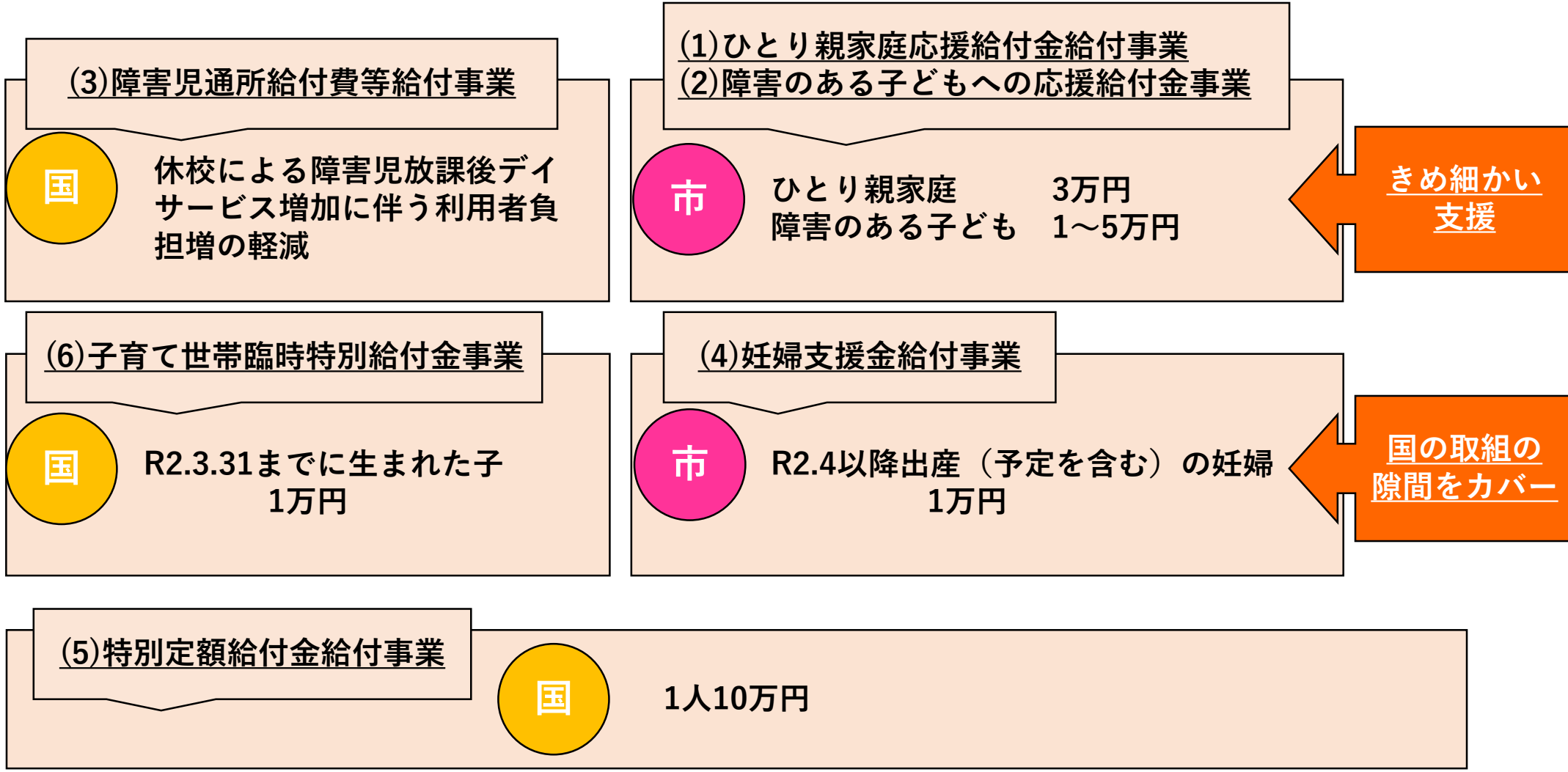
(6)子育て世帯臨時特別給付金事業

<5/1専決：153,871千円> (国10/10)

- ・令和2年4月分の児童手当（本則給付）受給者（令和2年3月分受給者含む）に1万円の給付

【問合せ先】子育て支援課 (0848)38-9205

② 市民生活の支援



② 市民生活の支援



(7)産後ケア（宿泊型）事業

<6月補正：1,182千円>

独自

- ・ 里帰り出産自粛による産後ケア（宿泊型）増加対応

【問合せ先】健康推進課 (0848)24-1960

(8)乳児一般健診受診事業

<6月補正：1,353千円>

独自

- ・ 令和2年3月から休止した4か月健診の代替受診

【問合せ先】健康推進課 (0848)24-1960

(9)オンライン子育て支援システム導入

<予備費：2,527千円>

独自

- ・ Webを活用した子育て相談・支援サービス
「キッズWeb☆尾道」開始

【問合せ先】子育て支援課 (0848)38-9219

(10)介護予防広報・啓発事業

<6月補正：1,500千円>

独自

- ・ フレイル予防・運動啓発等チラシ配布
- ・ ケーブルテレビ等を通じた広報活動

【問合せ先】健康推進課 (0848)24-1962

(11)住居確保給付金給付事業

<5/1専決：8,417千円> (国3/4)

- ・ 経済的に困窮し住居を喪失又は喪失する恐れのある人で、収入・資産要件を満たす人を支援

[給付月額] 世帯人数に応じ 上限35千円～55千円

【問合せ先】社会福祉課 (0848)38-9126

(12)傷病手当金給付事業【国保特会】

<5/1専決：1,500千円>

独自

- ・ 国民健康保険加入被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、又は感染が疑われる人に対して、傷病手当金を給付

【問合せ先】保険年金課 (0848)38-9144

② 市民生活の支援



(13)市税の徴収猶予・保険料の減免

- ・感染症の影響による徴収猶予・減免適用

【問合先】[市 税] 収納課 (0848)38-9210
[保険料] 市民税課 (0848)38-9145

(14)上水道料金の一部免除 **独自**

- ・基本料金2か月分(8・9月分)の免除

※別紙参照

【問合先】上下水道局庶務課 (0848)29-3411

(15)帰省自粛学生支援事業 **独自**

<6月補正：4,200千円>

- ・帰省を自粛する尾道出身の県外学生へ支援物資を提供

[支援物資] 1人につき3千円分

※関連事業：ふるさと納税を活用した県外学生応援事業

【問合先】政策企画課 (0848)38-9314

(16)小中学校ICT環境整備事業

<6月補正：48,218千円>

- ・小中学校児童生徒に向けて1人1台端末整備
- ・学校ICT化支援サポーター配置
- ・低所得者世帯貸与用モバイルルータ整備

【問合先】教育指導課 (0848)20-7474

(17)未指導分の補習等のための 学習指導員配置

<6月補正：4,636千円>

- ・学校臨時休業中の未指導分補習のための学習指導員追加配置

【問合先】教育指導課 (0848)20-7455

(18)臨時休校時の食材費補てん

<5/1専決：5,457千円>

- ・事業者に対してすでに発注されていた食材のキャンセルに係る損失補てん等

【問合先】教委庶務課 (0848)20-7463

〔新型コロナウイルス感染症 支援策〕

水道料金の減免措置について

減免内容

全てのお客様の水道料金の基本料金を2か月間免除

【基本料金（2か月分）】	家事用	2,046円	（税込）
	業務用	4,378円	（税込）
	湯屋用	33,880円	（税込）

免除総額 約1億4,300万円

減免期間

令和2年8月請求分及び9月請求分

申込手続き

不要

収入の減少等により水道料金のお支払いが困難な方のご相談は引き続き承ります。

尾道市上下水道局お客様料金センター 電話(0848)37-9300
因島瀬戸田営業所お客様料金センター 電話(0845)22-0499

③ 雇用・経済活動の継続

(1) 事業継続特別支援金給付事業

独自

<6月補正：155,000千円>

- ・令和2年3月～5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対して支援金を給付
[給付額] 法人 200千円、個人 100千円

【問合せ先】商工課 (0848)38-9182

(2) 経営環境改善支援金給付事業

独自

<6月補正：20,000千円>

- ・新しい生活様式に適應するための設備投資や販路開拓等を図った中小企業者に対して支援金を給付
[給付額] 取組内容に応じ 上限 100千円～300千円

【問合せ先】商工課 (0848)38-9183

(3) 広島県感染拡大防止協力事業負担金

<6月補正：175,000千円> (県2/3、市1/3)

- ・緊急事態措置期間中に休業等の要請に全面的に協力した中小企業者に対する支援事業への負担金
[支援額] 業種・協力内容等に応じ 100千円～500千円

【問合せ先】商工課 (0848)38-9183

(4) 事業者向け補助金等申請

サポート事業 (社会保険労務士)

(行政書士)

独自

<6月補正：21,000千円>

- ・国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対する支援金の給付

[補助額] 社会保険労務士 上限 100千円(補助率10/10)

行政書士 上限 25千円(補助率 1/2)

【問合せ先】商工課 (0848)38-9183

(5) おのみちGO!GO!

キャンペーン事業

独自

<6月補正：27,000千円>

- ・市内宿泊施設利用者に対するクーポン券発行

[クーポン] 5千円(宿泊 2千円・飲食 2千円・土産 1千円)

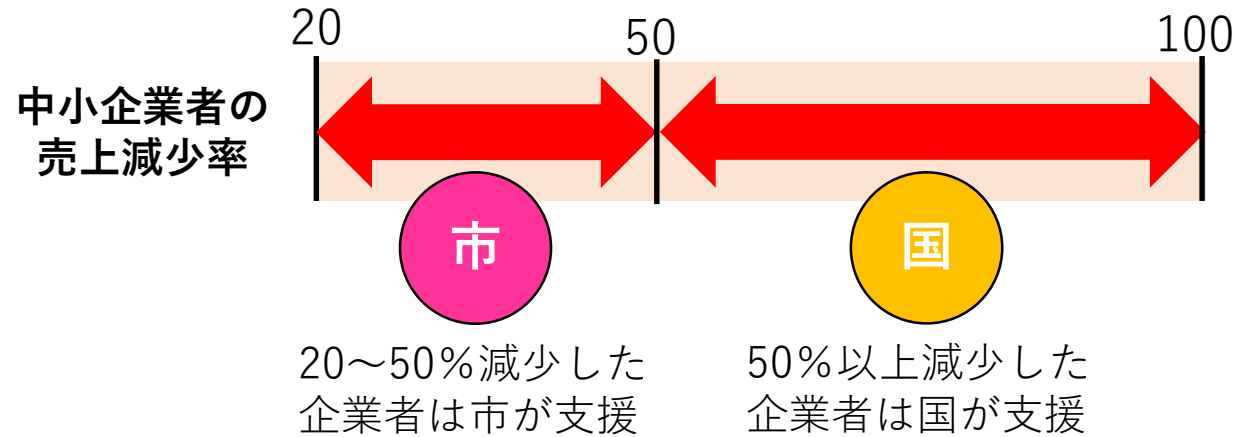
[対象者] 5千人

【問合せ先】観光課 (0848)38-9184

③ 雇用・経済活動の継続

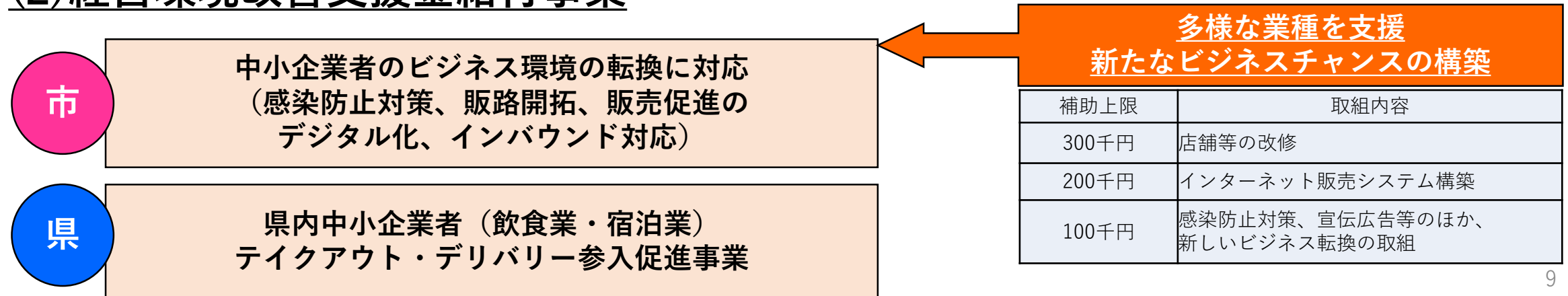


(1) 事業継続特別支援金給付事業（国の取組の隙間をカバー）



減少率	国	市
前年同月比 50%以上	持続化給付金 法人 上限200万円 個人 上限100万円	—
前年同期比 20~50%	—	事業継続特別支援金 法人 20万円 個人 10万円

(2) 経営環境改善支援金給付事業



③ 雇用・経済活動の継続



(5) おのみちGO!GO!キャンペーン事業（観光都市“尾道”の全面支援）

おのみちGO!GO!キャンペーン事業

新型コロナウイルスで甚大な打撃を受けた観光都市“おのみち”の観光ならびに地域経済の早期の復興に貢献する。

- ・ 早急な対策が必要である宿泊、飲食、土産品店の直接的な支援を実施
- ・ 観光リカバリーの第1弾として、スピード感と規模感を持って行う
- ・ 市内宿泊利用者に対して『**5千円のクーポン券**』を『**5千人**』に発行（宿泊2千円＋飲食店2千円＋土産物店1千円）

市

国の事業に先駆けて実施

観光V字回復の契機とする

Go To キャンペーン事業（予定）

今回の感染症の流行終息後において、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業などを対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じる。

国

④ 今後の備え

(1) 復旧・復興基金の設置

<6月補正：100,000千円>

- ・天災地変その他の災害等からの復旧・復興を図る経費の財源に充てるための基金の設置

【問合せ先】総務課 (0848)38-9216

(2) 予備費の追加

<6月補正：100,000千円>

新型コロナウイルス感染症と戦う
チーム尾道「新しい生活様式」

一人ひとりの基本的感染対策



人との間隔は **2m**
(最低でも **1m**)



遊ぶなら**屋外**



帰宅時には**手や顔を洗う**
すぐ着替える/シャワーを浴びる



外出時、会話をするときは**マスクを着用**



毎朝の体温測定
発熱がある場合は自宅療養

- ・会話の際は、可能な限り**真正面を避ける**
- ・手洗いは **30 秒程**かけて水と石鹸で丁寧に洗う
- ・こまめに換気
- ・誰とどこで会ったかメモ

※厚生労働省「新しい生活様式の実践例」を基に作成
尾道市健康推進課 0848-24-1962

日常生活の各場面での生活様式



通販・電子決済の利用



買い物
計画を立てて素早く



ジョギングは少人数



歌や応援は十分な距離

楽しみ
スポーツ
かオンライン



大皿は避け料理は個々に



おしゃべりは控えめに



テレワークや時差出勤を



働き方
向かい合わない
しっかりとした換気を